

# 市町村要保護児童対策地域協議会におけるケース検討会の改善

ライフデザイン学部 生活支援学科 子ども支援学専攻

鈴木 崇之 教授 Takayuki Suzuki



## 研究概要

市町村児童家庭福祉相談対応機関である要保護児童対策地域協議会における職員研修において、Signs of Safety Approach 等の考え方を参考にしながら、ケースマネージャーおよび関係機関の職員の専門性を高めるケース検討会の改善を行った。

## 研究シーズの内容

2005(平成 17)年 4 月の改正児童福祉法により、市町村は児童家庭福祉相談の一義的窓口として位置づけられ、児童相談所(都道府県および政令市等)は市町村が行う児童家庭福祉相談の後方支援を行うこととされました。併せて、主に市町村において児童家庭福祉相談を行う対応機関として要保護児童対策地域協議会(以下、「要対協」と略記)が法定化されました。その後、2008(平成 20)年施行の改正児童福祉法において要対協の設置は努力義務となりました。2016(平成 28)年 2 月時点で、全国の要対協の設置数および設置率は 1730 か所(99.4%)となっています。

要対協は、1996(平成 8)年からの厚生省「児童虐待ケースマネジメントモデル事業」および 2000(平成 12)年からの厚生省「児童虐待防止市町村ネットワーク事業」の実績に基づいて法定化されました。そのため、児童相談所児童福祉司等が行う「ケースワーク」とは異なり、地域での生活を希望する複合的なニーズを持つ利用者に対して、サービスや支援のネットワークを組織化し、調整し、維持するための社会福祉援助技術である「ケースマネジメント」が主たる援助方法となります。

ケースマネジメントとは、地域生活の継続を希望する人のうち、複合的なニーズをもち、かつ専門的なケースマネジメントを必要としている利用者に対応する援助の方法であり、利用者のニーズとそのニーズを満たすことができるフォーマル／インフォーマルな社会資源と結びつけ、必要に応じて社会資源の開発につなげていく支援を行うものです。

要対協におけるケースマネージャーおよび要対協関係機関の職員の専門性を高めることが、地域における児童家庭問題への予防的対応を推進するための根幹となると言えます。

筆者は 2008(平成 20)年 3 月から 3 年間務めた福島県会津児童相談所市町村児童相談体制強化支援アドバイザーとしての市町村児童相談体制強化実践研修会講師経験を踏まえ、2014(平成 26)年度以降は東洋大学朝霞キャンパス付近の市町村において要対協の研修会講師等を行っています。2015(平成 27)年度から要対協の研修会講師を行っている市では、Signs of Safety Approach(Turnell, A. and Edwards, S., 1999)の考え方等を参考にし、事例のリスクをアセスメントするのみならず、「安全のサイン」を見つけ出し、それを家族支援に活かす方法をケース検討会に導入しています。



## 研究シーズの応用例・産業界へのアピールポイント

研修方法および内容のプログラム・パッケージ化が進めば、より広範な地域の市町村においても要対協ケースマネージャーおよび関係機関の職員の専門性向上のための研修を効果的に実施可能です。

## 特記事項(関連する発表論文・特許名称・出願番号等)

鈴木崇之 2015 『児童虐待時代の社会的養護』(学文社)

鈴木崇之 2010 「会津管内における市町村要保護児童対策地域協議会の現状と課題」(会津大学短期大学部『研究年報』第 67 号)

小木曾宏・鈴木崇之他 2008 「地域における非行対策推進に関する研究Ⅱ——要保護児童対策地域協議会における非行問題対応ガイドライン策定に向けて——」(財団法人こども未来財団・平成 19 年度児童関連サービス調査研究等事業報告書)